# 代理人が印鑑登録をするとき

本人が印鑑登録のために窓口へ来庁できない場合、代理人が印鑑登録の申請を行うことができます。ただし、即日で登録することはできません。

## １．代理人選任届を準備する

代理人選任届を取得し、印鑑登録をする本人が全ての欄を記入し、登録申請する印鑑を押印してください。代理人選任届は、窓口で配布しているほか、町ホームページにも掲載しています。

## ２．代理人が印鑑登録を申請する

代理人が窓口へお越しください。窓口で印鑑登録申請書を記入していただきます。

申請後、印鑑登録が本人の意思によるものであることを確認するため、印鑑登録をする本人宛てに、住民登録されている住所へ照会書を郵送します。

＜持ち物＞
□ 印鑑登録をする本人が必要事項を記入・押印した代理人選任届
□ 登録申請する印鑑
□ 代理人本人を確認できる書類（※）

## ３．代理人が本登録の手続きをする

照会書が届いたら、照会書内の回答書欄に本人が全ての欄を記入し、登録申請した印鑑を押印してください。記入後、照会書発送の日から 30 日以内に代理人が窓口へお越しになり、本登録の手続きをしてください。

＜持ち物＞
□ 印鑑登録をする本人が必要事項を記入・押印した回答書
□ 登録申請した印鑑
□ 印鑑登録をする本人を確認できる書類（※）
□ 代理人本人を確認できる書類（※）

※本人確認書類として、次の原本をご用意ください。

① 1 点：運転免許証、マイナンバーカード、在留カード、パスポート など

② 2 点以上：各種健康保険資格確認書、介護保険被保険者証、年金手帳 など